

高座清掃施設組合議会会議録

平成24年第1回定例会

平成24年3月27日

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成24年3月27日（火）午後1時45分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 15名

小野 たづ子 君	池田 徳 晴 君
安藤 多恵子 君	沖永 明 久 君
松本 春 男 君	氏家 康 太 君
井上 賢 二 君	松本 正 幸 君
比留川 政 彦 君	山口 良 樹 君
増田 淳一郎 君	久保田 英 賢 君
柏木 育 子 君	奥村 正 憲 君
安斉 昭 雄 君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 議案第1号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の制定について

日程4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正について

日程5 議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程6 議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）について

日程7 議案第5号 平成24年度高座清掃施設組合一般会計予算について

日程8 一般質問

4 説明のため出席した者 8名

組 合 長 内 野 優 事務次長 加 藤 嘉 之
副 組 合 長 笠 間 城治郎 参事兼総務課長 芳 賀 順 一
副 組 合 長 遠 藤 三紀夫 施 設 課 長 中 村 大 義
会 計 管 理 者 片 倉 祐 司
事 務 局 長 赤 澤 眞 二

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長 鈴 木 茂
総務課主査 丸 岡 太 総務課主査 上 田 裕 法

6 速記員出席者 なし

7 会議の状況 (午後1時45分 開会)

◎議長（小野たづ子君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成24年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

それでは、本定例会開会に当たり、組合長より招集のあいさつをお願いいたします。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 各市の議員の皆様方におかれましては、それぞれの市議会3月定例会終了後の年度末の大変お忙しい中、平成24年第1回定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日の議案は、条例制定が1件、条例の一部改正が1件、監査委員の選任につき同意を求めることについて、平成23年度一般会計補正予算（第3号）と平成24年度一般会計予算であります。

よろしく願い申し上げまして、あいさつといたします。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（小野たづ子君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を開きます。

なお、例月出納検査の結果報告についてはお手元に配付のとおりであります

ので、ご了承をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(小野たづ子君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、井上賢二議員、山口良樹議員を指名いたします。

次に、組合長より、本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。

[組合長(内野 優君) 登壇]

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、ごみ処理施設更新に当たり、各種計画の策定、検討を行う機関としての施設整備検討委員会等を設置するためであります。なお、この委員会につきましては、まだ地元と更新の合意ができておりません。よって、4月1日施行となっておりますけれども、実質的にこの委員会では地元の委員さんも含めるという形になっておりますので、この地元の合意ができ次第、この委員会が始動するという形になりますので、ご了承をお願いしたいと思います。詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、職員の分限処分の適正化を図り、公務の安定運営に資するため行うものであります。詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。提案理由といたしましては、現監査委員であります齋藤昭一氏の任期満了に伴い、再任したいためでございます。詳細につきましては後

ほどご説明を申し上げます。

次に、議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,031万5,000円にするものでございます。歳入につきましては、使用料及び国庫補助金の増をお願いするものでございます。歳出につきましては、総務費、予備費の増、衛生費の減でございます。継続費につきましては、施設更新計画業務によるものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、議案第5号 平成24年度高座清掃施設組合一般会計予算でございます。平成24年度当初予算の策定につきましては、構成三市の厳しい財政状況が続いている状況から、当組合としても費用対効果の分析による事務事業の見直しを行ってまいりました。一方では、現在、地元本郷自治会を初めとする地元三団体と施設更新の協議が進められており、既存施設の安全、適正な運用を図り、また周辺環境に配慮した予算編成に努めたものでございます。一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億3,371万円とするもので、前年度比1.6%、5,812万8,000円の増額となります。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（小野たづ子君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

次に、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の制定についてを議題といたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） それでは、議案第1号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の制定についてご説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。提案理由は、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

続いて2ページでございます。第1条は、条例の趣旨を規定しておりまして、この条例は、新たに建設するごみ処理施設の整備について調査研究、検討するために設置する高座清掃施設組合施設整備検討委員会の組織、運営、報酬等に関し

必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、委員会の所掌事務について定めております。

第3条は、組織についての規定で、委員13名以内をもって組織し、識見を有する者、住民の代表者、その他組合長が必要と認める者を組合長が委嘱するものでございます。

第4条は、任期でございまして、委員の任期は所掌事務が終了したときまでとしたいものです。

3ページでございます。第5条は、委員会の委員長及び副委員長に関する規定でございます。

第6条は、会議の規定でございます。

第7条は、専門委員会に関する規定で、技術検討委員会、事業者選定委員会を設置して、専門的知識、技術的知識及び経験等に基づいた判断等が必要とされる事項につきまして、それぞれ専門委員会において調査研究及び検討を行うことについての規定でございます。

第8条は、専門委員会の組織についての規定で、技術検討委員会は委員6名以内、事業者選定委員会は委員7名以内をもって組織するものとし、それぞれ各号に規定する専門事項について調査検討することとしたいものでございます。

4ページでございます。第9条は、専門委員会の委員の任期で、それぞれ担当事項の報告が終了するまでとしたいものでございます。

第10条は、専門委員会に委員長、副委員長の規定、第11条は、会議についての規定でございます。

第12条は、報酬及び費用弁償の規定で、施設整備検討委員会委員の報酬は日額8,700円、専門委員会の委員については日額1万4,000円としたいものでございます。また、第3項では、委員の費用弁償についての規定を設けてございます。

5ページでございます。第13条は、この条例のほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定めるとしたもので、参考資料として、6ページ以降に、高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する運営等要綱を添付しましたので、ご高覧をお願いします。

附則でございしますが、この条例は、平成24年4月1日から施行したいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（小野たづ子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） それではまず、条例がどのように運用されるのかという点から、参考資料として添付されている運営等要綱とあわせてお聞きをしたいと思えます。

まず条例でいいますと、第13条で委任として「委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。」としまして、その委任を受けて参考資料として添付されております運営等要綱に定めるという形になろうかと思えますけれども、まずお聞きをしたいのは、この委任に当たっては、なぜ規則ではなくて要綱としたのか。また、その上でのご認識をお伺いしたいんですが、規則と要綱の違いをどのように認識されているのか、その点をお伺いしたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） なぜ要綱にしたかというご質問でございます。この条例、この委員会、新しい組織ということで、弾力的に運営したいということで、要綱ということで制定させていただいております。

要綱と規則の違いというご質問でございますが、法的規制といった背景が規則のほうが強いという認識をしております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 規則と要綱の違いはおっしゃったとおりで、法的規制、あるいは法的拘束力ということになろうかと思えます。つまり規則のほうに関して言えばいわゆる法規の1つという形になりますけれども、要綱の場合に関しては行政の内部的な規範、内部規定ということになるわけなんです。

そういった点から考えていきますと、まず要綱のほうの第3条なんですけれども、会議の公開等ということで示されています。その(1)には「高座清掃施設組合情報公開条例第7条に掲げる情報に該当することについて、審議等を行うとき。」とありますが、(2)においては「会議において、公にすることが適当でない」と判断する情報について検討等を行うとき。」というふうに定められているわけなんですけれども、これに関して言いますと、(1)の情報公開条例の第7条に

関しては行政文書の公開しないことができる旨を定めたものでありますけれども、これには公開できないことに関して具体的に限定列挙されているんですよ、この部分に関しては公開しないことができるというふうに。一方で、(2)において「公にすることが適当でない」と判断する」という非常に恣意的な判断が可能となる条文が規定されておまして、はっきり言えば、さっき弾力的な運用と言いましたけれども、裁量によってそれが左右されてしまうという方向になっているわけなんです。ですから、ここで会議の公開等に関して言えば、(1)の情報公開条例の第7条に掲げる情報についてということに明らかに限定すべきではないかというふうに考えますが、どのようにお考えなのかということをお聞きしたいということです。

それとさらに、第6条の守秘義務なんですけど、まず、法的拘束力のない要綱で守秘義務というのは定められるものかという根本的な問題に突き当たるわけがあります。これに関して守秘義務を課すとすれば、明らかに議会の議決を必要とする条例か、あるいは法的拘束力を持つ規則において明示するのが当たり前ではないかと思うんです。運用のあり方としては、私は間違っているのではないかと思いますけど、どのようにお考えなのかということをお聞きしたいということです。

次に、戻りますけれども、第2条の委員の構成についてであります。この第2条の構成で(5)海老名市、座間市及び綾瀬市の副市長3名というのが含まれております。あるいは技術検討委員会では、(3)環境行政に係る職員、さらに3項の(3)では海老名市、座間市及び綾瀬市の職員。行政職員がこの委員会の中に委員として参加することが想定されているわけがあります。

この条例の趣旨に翻ってみると、これは組合長の求めに応じて調査研究及び検討を行って、組合長に提言をするという役割なんです。行政職員がなぜこの委員会に入って組合長に提言をしなければならないのか。各地でこういった検討委員会等を設置されていますけれども、私は幾つか調べてみましたけれども、行政職員が入っている検討会というのは少ないですね。入っているところも確かにありますけれども、組合長への提言を行う機関だとすれば、本来の条例の趣旨からすれば、行政職員がこの検討委員会に入ることは自身、そこには齟齬が生じるのではないかと思いますけど、以上、見解を求めたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） まず、要綱第3条の会議の公開についてのご質問でございます。第3条第1項第2号の必要性といったことだと思いますけれども、先ほどご説明させていただきましたように、初めての委員会ということで、いろんな状況が想定できるというところで第2号を設けさせていただいております。ただ、第3条に掲げてございますように、「条例第6条及び第11条で定める会議は公開とする。」ということでございますので、基本姿勢は公開というところでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、第6条の守秘義務でございますけれども、委員のお話もごもっともというふうに思いますけれども、こちらの要綱ではあくまでもお願いというところでご理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、委員の構成でございますけれども、職員が入ってどうかというご質問でございますけれども、私どもといたしましては、円滑な委員会運営といった中で職員の参加も必要ではないかというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 答弁をいただいたんですが、どうもはっきりしない答弁ではないかというふうに思います。1つは、情報公開に関して言えば、なぜ条例で定められたことが、要綱によってさらに弾力的な運用が可能となるのか。こういう条例執行のあり方は間違いだと思います。これは参考資料ですので——私は最低限規則にすべきだというふうに思いますけれども——要綱にするとしても、第2項は削除すべきであるというふうに思います。

さらに、守秘義務に関しては、明らかに法的拘束力がない中で守秘義務を課するというのはやっぱりおかしいです。

委員の構成に関して言っても、円滑な運営という意味が不明であります。

先ほどからすべてにわたって、いろんな状況が想定できるんで弾力的な運用をしたいということなんですが、それでいけば、行政運営上の的確性ということに関しては、逆に言うと明確にすることによってしっかりとした議論ができるのではないかと思いますので、再度組合長に少し、この条例も含めて運用をどうしていくのかということに関してお答えをいただきたいと思います。特に、検討の範

困として、要綱を規則への委任に変える検討をする用意があるのかどうか。そういった点も含めて組合長の見解を求めたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） まず冒頭、要綱を規則にというお話がございました。沖永議員の意見として踏まえさせていただいて、この場では要綱を規則に変えるという話は、そう明確にはお答えしかねます。私どもは提案しておりますので、この部分についてはできるまでの期間の関係がありますから、当然この内容の要綱についても変わる可能性もございます。そういった切りかえのときに、今言われたご意見がそうならば、そういった形に変えていく状況があります。今の段階ですと、今回始まる時ですから、このままやらせていただきたいというふうに思います。

先ほどからの公開の問題は、当然公開が原則でございます。そういった中では、2号をつけたのは、当然いろいろな問題が出てくるだろうと。施設の管理の問題、いわゆるプラントでありますからいろんな議論があろうと思います。そういった中では、当然そういった委員会の判断でやられるというふうに思っています。それだけの有識者の皆さんが集まった委員会でありますので、常識の範疇の中で、しっかりと公開の原則を踏まえるというふうに思っています。

先ほど市の職員の関係がありましたけれども、これについては、調べられたのはどこの施設組合かわかりませんが、私どもはやっぱ一部事務組合という1つの存在があります。これはどうしても構成三市の関係が出てきます。そういった面で、それぞれの構成三市がこの委員会に携わっていくということは、当然負担はあるわけありますから、当然必要だろうというふうに思っています。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 4ページのところの12条なんですけれども、施設整備検討委員会、これが全体。それから(1)の技術と(2)の事業、それぞれの会議は何回ぐらい想定されているのかお聞きします。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） 実際、最初にイメージを申し上げましたとおり、地元合意をいただいてから進めるという話でございますけれども、検討委員会、本

体の委員会につきましては平成24年度から26年度にかけてトータルで10回程度、それから技術検討委員会、これにつきましては24年度から26年度までに7回程度、それから事業者選定委員会でございますが、これは25年度から6回程度を事務局案として考えております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） そうすると、例えば1人の方が施設整備検討委員会の委員であり技術者とか事業者選定委員となると、連続して会議をやった場合、両方の報酬をもらうことになるのか。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） 別々の委員会、会議でございますので、それぞれ報酬をお支払いいたします。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 私が一番心配するのは、施設整備検討委員会、これはどっちかといったら地元の方がやって、それぞれ専門的なところは専門の人とか副市長がやった場合に、報酬が、倍までいかないけれども1.5倍ぐらい差がある。まだ技術検討委員会というのは、もし本当の大学の先生がやれば日当はある程度必要だとわかるんですけども、選定委員会との関係で、私が会議に出ると、ほかの専門がやるのでは高いじゃないかということで地域で批判が出ることは考えられなかったのか。私が心配するのは、ここに差をつけた場合に、地元合意でまずくなることはないのかだけ確認しますけれども、どうでしょうか。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） 今議員さんがおっしゃられますように、技術検討委員会と事業者選定委員会の委員につきましては、専門的な知識、技術的な見識をお持ちの方に委員になっていただくというふうな考えを持っておりますので、報酬に若干の違いをつけさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 心配なのは、そこで地元の人が入る場合というのはどうしても専門委員会じゃない可能性が一般的に濃厚だと。その方たちから、おれらは低いじゃないかということでやり始めたときに苦情は起きないかと心配しているん

だけれども、そのあたりはクリアできるかというのを確認しておきます。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） その辺はよくご説明をさせていただいて、ご理解をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。安藤多恵子議員。

◎（安藤多恵子君） 3条の委員会を組織する方たちのところでちょっとお聞きしておきたいと思えますけれども、女性の視点とか女性の参画というものが必要だというふうに思えますけれども、そのあたりは何かお考えを持っておられるでしょうか。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） 特にこの委員に関して女性、それから男性といったことで委員としてお願いするというふうには考えておりません。その状況、状況に応じて適切な方をお願いするというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 安藤多恵子議員。

◎（安藤多恵子君） もちろんそうなんですけれども、ややもすると、ふたをあけると男性ばかりというようなことになりがちですので、ぜひ女性の参画ということもお考えに入れていただきたいというふうに思いますので、要望としておきます。お願いいたします。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（小野たづ子君） 挙手多数であります。よって、議案第1号 高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） それでは、議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

議案書の8ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由は、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。昨今の状況は、メンタルヘルスの不調により長期休業する職員がおり、病気休暇だけでなく、休職に至るケース、あるいは休職から一たん復帰しても再発してまた休職を繰り返すケースなどもあり、業務運営に支障を来すおそれがある事態となっております。本案は、こうした中で分限処分に係る事務手続について、実情に即した方法に変更したいため、改正したいものでございます。

10、11ページの新旧対照表でご説明します。条例の改正内容でございますが、第1条の改正は、地方公務員法の規定の引用条文の整理を行うものでございます。

第2条の改正は、文言の修正でございます。

第4条第2項の改正は、現在、職員が心身の故障のため、その身分を降任、休職または免職する場合の手続に指定医師2名の診断が必要となっておりますが、これを精神的健康に係る疾患に限って、短期間で主治医以外の医師が診断することが至難なため、主治医の診療情報及び組合長が選任した産業医の意見書をもって指定医師2名の診断に代えることができる旨を加えるものでございます。

第4条第6項の改正は、文言の修正でございます。

第5条第3項の改正は、任命権者が復職を命ずる際の手続に主治医の診療情報等を加えるもので、第5条第4項については、休職からの復帰後同一傷病で再発

した場合に、復帰後の勤務期間に応じて休職期間を通算するか否かを決定する通算判定期間を6カ月から12カ月に改め、1年を超える通常勤務に耐えられない場合には、引き続き休職として期間通算することとしたいものでございます。

第5条に第5項を加える改正でございますが、これは先ほどご説明いたしました第4項の期間通算について、その旨を当該職員への人事通知書に記載することとするものでございます。

附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行したいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（小野たづ子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 5条のところ、新旧対照表だと11ページのところで、判定として通算期間の関係、要するに精神的な病気で休まれて、今までだったら復帰して例えば6カ月とか7カ月働けば、また万が一病気をしても休みに入れる。ところが、今度6カ月が12カ月になった場合は、例えば7カ月目で再発した場合、それを繰り返した場合、今までだったら6カ月以上働けばオールクリアになるから、働いて万が一また病気になったらそこからやるんだけど、今後は6カ月から12カ月の間で再起した勤務時間が短い場合は、トータルとして3年になると職場から、もうさようなら、あなたは期間が過ぎたからやめてくれというふうになるのかどうか、ちょっと確認ですけれども。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） おっしゃるとおり、6カ月でリセットされるものが、1年間通常勤務をしていただくことが条件ということになります。以上です。

◎議長（小野たづ子君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） そうすると、今までだったら、例えば病気をされていて仕事をやって、7カ月、8カ月目でどうしてもやっぱり再発した場合は、もう無理しないで、本当に病気を治そうとするけれども、今後の可能性としては、逆に復帰したら1年間働かないと、あなたはもうどんどんどんどん後がなくなるよという

ことで、無理して働くということをちょっと私は心配するんですけども、そのあたりは今までよりも、トータルとして1年以上働かないとリセットにならないということは、結局7カ月目とか8カ月目で無理してでも来て、病気が重くなるということは考えられなかったのかだけお聞きします。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） おっしゃるように、メンタル、精神疾患の場合には繰り返すという状況がございます。それは6カ月といった状況でも変わらない。かえって6カ月ということで無理をして3カ月とか4カ月で出てきたところ、また再発をするといった状況がよくございます。そういったことから、要するに1年間勤務に耐えられるまで治療をしっかりとさせていただくといったことが、結果的にご本人のためにもなるのかというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） ですから、今までだったら6カ月の境がどうのこうのとあって、おっしゃる意味であった。今度逆のほうの作用というのかな。要するに、今までだったら、もし8カ月目、9カ月目だったら、やっぱり調子が悪いから休もうとなるけれども、今度は逆に無理して1年間働かなくちゃいけない。短い期間は、今次長が言われたのは否定はしません。今度長い期間のところの心配はされないのかどうかお聞きします。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） 精神的疾患の場合ですからいろんなケースがございます。ですからおっしゃるようなご心配も当然あるかと思っておりますけれども、私どもといたしましては、しっかりと治していただく。そういったことがご本人のため、あるいは公務の円滑な運営といったものにつながっていくというふうに考えております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 改めて今の5条の第4項のただし書き部分について伺いたいんですが、6カ月を12カ月とする理由を説明してください。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） 先ほどもご答弁差し上げましたけれども、6カ月というより1年間きちんと勤務ができる体調を整えていただく。これがご本人のた

めにもなりますし、それから業務の円滑な運営につながるということで、6カ月から12カ月に変更させていただくというものでございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 質疑ですので今お答えになった点からのことになるんですけども、これは本人のためという話なんですけれども、どう考えても明らかに先ほど松本議員さんもおっしゃっていたとおりでありまして、これまで休職期間の算入が6カ月ですべてクリアされていたものが、それ以降になってくると、さらに早く退職をしてくださいというふうに言わんばかりの姿勢ではないかなというふうに思ってしまうんですけども、その点に関して、これが本人のためになるということで今おっしゃいましたけれども、そのほかに何か理由というのはあるんですか。なければそれで結構ですけども、今の点だけでよろしいんでしょうか。

◎議長（小野たづ子君） 事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） すみません、ちょっと確認ですが、ご本人に12カ月耐えられる体調を整えていただくということと、それから業務の円滑な運営という2点が主な理由でございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 最後にいたしますけれども、今の理由であるならば、業務に支障を来すということが先ほどの提案説明でもありましたけれども、結果としてはそういった精神疾患の人々が懸命に治療をされようとすることに對して逆行するものでしかないというふうに思いますので、この件に関してはしっかりと見直しが必要だということを意見として申し述べておきます。以上です。

◎議長（小野たづ子君） 要望でよろしいですか。

◎（沖永明久君） はい。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたしま

す。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。松本正幸議員。

◎（松本正幸君） 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正について、今回の一般職の職員の分限に関する条例の一部改正案は、やむを得ないメンタル疾病により休職する職員に対し、従来の規定よりハンデを強める内容となっています。平成18年、厚生労働省労働基準局長が公示した労働者の心の健康の保持増進のための指針では、近年、労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が6割を超える状況にある。また、精神障害等に係る労災補償状況を見ると、請求件数、認定件数とも増加傾向にあるとしています。そして、事業場においてより積極的に心の健康増進を図ることは、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、我が国社会の健全な発展という観点からも非常に重要な課題となっていると述べ、自治体等においても適切な対応を求めています。職場内のモチベーション維持や勤務評定との関係など円滑な組織運営のためとの理由と思われませんが、施設組合を支える職員やその家族、また納税者に対するサービスの質の確保を考えると、今回の改定は行うべきではありません。

以上の点から、今回の条例改定案には反対することを明確に述べ、討論を終わります。

◎議長（小野たづ子君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 次に、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（小野たづ子君） 挙手多数であります。よって、議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を

求めることについてを議題といたします。組合長の説明を求めます。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現監査委員であります齋藤昭一氏が平成24年6月24日に任期満了となるため、再任いたしたいものでございます。なお、齋藤昭一氏の略歴につきましては参考資料を添付してありますのでご高覧いただければと思います。

以上お願い申し上げます、説明を終わります。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（小野たづ子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（小野たづ子君） 挙手全員であります。よって、議案第3号 高座清掃施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第6 議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） それでは、議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,031万5,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、継続費の変更は、第2表 継続費補正によるものでございます。

2ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款項の補正額とその主な内容についてご説明させていただきます。

2款使用料及び手数料1項使用料は8万1,000円の増でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金は76万8,000円の増でございます。

歳入合計の補正額は84万9,000円の増でございます。

3ページの歳出でございます。2款総務費1項総務管理費は258万3,000円の増でございます。

4款衛生費1項清掃費は1,562万円の減でございます。

7款予備費1項予備費は1,388万6,000円の増でございます。

歳出合計の補正額は84万9,000円の増でございます。

4ページをご覧ください。第2表 継続費補正でございますが、2款総務費1項総務管理費、施設更新計画業務その2は、財源であります平成23年度循環型社会形成推進交付金の追加内示に伴い年割額を変更するものでございます。23年度年割額を148万6,000円から313万3,000円に、24年度年割額を1,017万円から852万3,000円に変更するものでございます。

5ページは省略させていただきます。

6、7ページをお開きください。補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金は76万8,000円の増、一般財源は8万1,000円の増で、84万9,000円の増とするものでございます。

8、9ページをお開きください。2款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料8万1,000円の増は、組合敷地内に敷設される電柱の行政財産使用料でござ

います。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目交付金76万8,000円の増は、平成23年度循環型社会形成推進交付金の追加内示によるものでございます。

10、11ページをお開きください。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費93万6,000円の増は、基礎年金拠出金の料率変更によるものでございます。

3 目企画費164万7,000円の増は、先ほど継続費補正で説明しましたように、財源であります平成23年度循環型社会形成推進交付金の追加内示に伴い年割額を変更するためでございます。

12、13ページをお開きください。4 款衛生費 1 項清掃費 1 目清掃総務費1,562万円の減は、基礎年金拠出金の料率変更に伴い、4 節共済費438万円の増及び11 節需用費、光熱水費を平成23年7月以降の節電対策により電気料金に残額が見込めるため2,000万円減するものでございます。

14、15ページをお開きください。7 款予備費 1 項予備費1目予備費は1,388万6,000円の増でございます。

16ページに補正予算給与費明細書、17ページから19ページに分担金の分賦内容を添付してございますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁な説明ですが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。

◎議長（小野たづ子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（小野たづ子君） 挙手全員であります。よって、議案第4号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7 議案第5号 平成24年度高座清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） それでは、議案第5号 平成24年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の3ページをご覧いただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億3,371万円と定めたいものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、継続費でございますが、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるものでございます。

第3条、債務負担行為でございますが、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表 債務負担行為によるものでございます。

第4条、地方債でございますが、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表 地方債によるものでございます。

第5条、一時借入金でございますが、一時借入金の借り入れの最高額は2億円とするものでございます。

第6条、歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる規定として、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

4、5ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算の1.歳入でございます。1款分担金及び負担金は対前年度比4.9%減の28億4,823万円、2款使用料及び手

数料は対前年度比4.7%減の3億1,107万7,000円、3款国庫支出金は1億1,667万6,000円、4款県支出金は平成24年度新たに設定いたしました539万5,000円、5款繰越金は前年度と同額の2億5,000万円、6款諸収入は対前年度比70.5%減の82万5,000円、7款組合債は平成24年度新たに設定いたしました1億150万7,000円でございます。歳入合計は、対前年度比1.6%増の36億3,371万円でございます。

次に、2.歳出でございます。1款議会費は対前年度比12.5%増の132万5,000円、2款総務費は対前年度比4.5%増の4億2,167万8,000円、3款民生費は対前年度比15.2%増の3,000万6,000円、4款衛生費は対前年度比1.3%増の27億9,369万9,000円、5款教育費は対前年度比0.6%減の1億2,474万7,000円、6款公債費は2億5,225万5,000円、7款予備費は前年度と同額の1,000万円でございます。歳出合計は、対前年度比1.6%増の36億3,371万円でございます。

6、7ページをご覧ください。第2表 継続費、第3表 債務負担行為、第4表 地方債につきましては記載のとおりでございます。

次に、9ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入でございますので省略させていただきたいと存じます。

10、11ページをご覧ください。歳出ですが、歳出合計の財源内訳でご説明させていただきます。特定財源でございますが、国庫支出金が1億1,667万6,000円、県支出金が539万5,000円、地方債が1億150万7,000円、その他が3億1,156万8,000円、一般財源は30億9,856万4,000円でございます。

14、15ページをご覧ください。2.歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金1節運営費分担金は27億7,945万1,000円でございます。内訳は、綾瀬市が負担率28%の7億7,918万4,000円、海老名市が35%の9億7,306万3,000円、座間市が37%の10億2,720万4,000円でございます。2節建設費分担金は3,877万9,000円で、各市の負担率は、綾瀬市が30%、海老名市が35%、座間市が35%でございます。3節人件費分担金は、施設整備計画等に伴い各市から1名ずつ派遣される職員の人件費分で3,000万円でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料は、電気自動検針通信端末装置電気使用料で9,000円、2目教育使用料が自動販売機等設置による行政財産使用料で30万7,000円、1項使用料の合計は31万6,000円でございます。

2 項手数料 1 目衛生手数料 3 億1,076万1,000円は、キロ単価25円による事業系廃棄物処理手数料でございます。

16、17ページをご覧ください。3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目衛生費国庫補助金 1 億791万2,000円は、し尿処理施設建設に係る防衛補助金で、補助率は2分の1でございます。

2 目交付金876万4,000円は、ごみ処理施設更新計画支援業務に係る交付金でございます。合計は1 億1,667万6,000円でございます。

4 款県支出金 1 項県補助金539万5,000円は、し尿処理施設建設に係る県補助金で、補助率は2分の1でございます。

5 款繰越金 1 項繰越金 2 億5,000万円は純繰越金でございます。

18、19ページをご覧ください。6 款諸収入 1 項組合預金利子30万円は運用に伴う預金利子で、2 項雑入52万5,000円は、廃品売上代、会社保険事務手数料でございます。雑入が減額となりました主な理由は、平塚市のし尿搬入が終了したことに伴う一般廃棄物処理手数料の減が主な理由でございます。

7 款組合債 1 項組合債 1 億150万7,000円は、し尿処理施設建設に伴う起債でございます。

次に、3. 歳出でございます。22、23ページをご覧ください。1 款議会費 1 項議会費132万5,000円は、組合議会議員の報酬、速記事務、視察経費でございます。

24、25ページをご覧ください。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 3 億3,861万円は、特別職と一般職14名分等の人件費関係経費、26、27ページになりますが、職員健康診断委託料、最終処分場の借地料、構成三市への交付金が主なものでございます。

28、29ページの2 目財政管理費3,633万6,000円は、事務用消耗品、施設清掃、施設警備業務委託料、電算機等の借料が主なものでございます。

同じく3 目企画費4,662万円は、次期ごみ処理施設の検討及び選考を行うに当たり、外部の有識者等を含めた委員会設置に伴う施設検討委員会等の委員報酬、施設更新計画業務、30、31ページになりますが、一般廃棄物処理基本計画改定業務に係る委託料でございます。

32、33ページをご覧ください。2 項監査委員費11万2,000円は、監査委員への

報酬が主なものでございます。

次に、34、35ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉施設費3,000万6,000円は、本郷老人福祉センターに係る経費で、施設の点検・修繕費、指定管理料が主なものでございます。

36、37ページをご覧ください。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費7億8,841万5,000円は、72名分の人件費関係経費、作業用消耗品などの需用費、電気、水道などの光熱水費、電気保安業務などの委託料、38、39ページに移りまして下水道使用料が主なものでございます。なお、電気料につきましては、平成23年度に取り組みました節電の努力により、値上げ予測分を想定し予算計上いたしました。

2目塵芥処理費17億2,364万6,000円は、焼却炉や粗大ごみ処理施設等の公害防止薬品購入、施設の維持管理及び整備補修などの需用費、40、41ページになりますが、焼却灰の溶融等の一般廃棄物処理委託料、周辺環境等の分析業務が主なものでございます。

3目し尿処理費5,915万3,000円は、生し尿、浄化槽汚泥を処理するための薬品購入、施設の維持管理に要する整備補修費などの需用費、施設の維持管理業務などの委託料が主なものでございます。施設更新計画を踏まえ、かつ組合周辺環境への配慮を念頭に更新年度を考慮した施設整備費及び環境負荷を軽減し適正に施設運営するための薬品購入並びに各種分析業務等を予算計上いたしました。

4目し尿処理施設建設費は、平成24年度新たに設定いたしました2億2,248万5,000円は、平成26年までのし尿処理施設建設に係る経費でございます。

44、45ページですが、5款教育費1項保健体育費1目体育施設費1億2,474万7,000円は、施設修繕などの需用費、指定管理料の委託料、プール底面の塗装工事などが主なものでございます。

46、47ページの6款公債費1項公債費1目元金2億4,413万9,000円は、政府債6件、県貸付金1件の償還で、2目利子811万6,000円は元金に係る利子の償還でございます。

48、49ページの7款予備費は、前年度と同額の1,000万円でございます。

50ページから55ページまでは給与費明細書、56、57ページは継続費についての調書、58、59ページは債務負担行為に関する調書、60、61ページは地方債の現在

高の見込みに関する調書、63ページ以降は分担金の分賦内容と運営費及び建設費分担金明細書でございます。

また、別冊で予算書説明資料等も配付させていただいておりますので、あわせてご高覧をいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でしたが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（小野たづ子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。安藤多恵子議員。

◎（安藤多恵子君） 1点だけお聞きしておきたいと思いますが、ごみの収集に当たっての有料化ですとか戸別収集、そういったことに関する研究検討の内容というのはこの中のどこに盛り込まれておりますでしょうか。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 今ご質問ございましたのは、具体的には一般廃棄物処理基本計画改定業務ということで、予算書30、31ページ、ここに551万3000円という記載がございます。そちらのほうで23年度、24年度と2カ年にわたりまして業務を計画してございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 安藤多恵子議員。

◎（安藤多恵子君） 具体的にはどのようなことを考えておられますでしょうか。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 今年度につきましては、内容的には、各ごみの分析調査でありますとか市民意識の部分でのアンケート調査、これは市民に対しまして三市合計で6,000人、事業所は1,500社、そのほか各市におきましてパネルセッションで市民にアピールをする、そのときに同時に来た方を対象にして市民に立ち話という形のアンケート調査を行っております。また、11月と2月につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、事業所系ごみの組成分析を行いまして、現在のところは、24年度にそれらの調査の結果をもとに、19年度に策定いたしました基本計画につきましては、今後検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 安藤多恵子議員。

◎（安藤多恵子君） ありがとうございます。有料化や戸別収集につきましては、海老名市さんがモデル地区を設定して、そういう意味ではいろいろなご感想、あるいはその内容についてお考えがあるかと思えますけれども、その一端をお聞かせください。

◎議長（小野たづ子君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的には、ごみの有料化は、1市だけでやるという話じゃなくて、三市で一緒にやっという合意はもうできております。それぞれ別々にやるんじゃないで、処理する施設が高座清掃施設組合ですから、今後そういったごみの有料化等についても三市で協議して決めていくという形です。

しかしながら、海老名市は今、23年度で1カ所、戸別収集の実験を行っています。平成24年はもう1カ所、東柏ヶ谷という事業所が多いところで、あるいはアパートもあるところでやろうとしています。そういった面は、先ほど言った高座がやっております組成分析、あるいは減量化にどう向き合っていくかという形で、モデル地域を設定しながら、今、問題点を抽出しているところでございます。

しかしながら、そういった中で、じゃ、海老名市が即この有料化に向かうかというところではなくて、やはり三市の合意なくしてはできません。そうしなければ、海老名市だけが有料化しますと、今度は海老名のごみがほかの市に行く可能性がありますので、そういった面は十分、私どものモデルの検証をしながら三市で協議すべきだというふうに思っています。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 何点か質疑をしたいと思えます。まず第1点は、予算書でいいますと26ページ、27ページの総務費の周辺対策協議会補助金3,218万円についてであります。このうち3,000万円については、平成23年度と同様に、以前、第2処理場の外壁工事を取りやめた際に、組合のほうの一般財源負担分3,000万円を地域に還元したいということで地元三団体への補助金として計上するということが昨年説明されておりました。

昨年指摘をしたことなんですけれども、要するに、まず地元対策をすることの是非は別にしたとしても、補助対象事業が明らかになっていないにもかかわらず

予算計上するというのは、ご承知のとおり総計予算主義の原則に反するという点と、もう1つは、事業執行が不確定なものであるならば、予備費で計上するか、あるいは事業の目的を明記した基金を創設して基金に積み立てる。基金積み立てのほうが妥当性としては高いのではないかと思うんです。そういった点を予算計上のあり方として昨年指摘をしたんですけれども、全く同じようなことがまた今年予算でも出てきているんですけれども、事情説明を求めたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） 3,000万円を昨年計上して、また今年もというふうなことだと思いますけれども、これにつきましては昨年来、これは地元三団体のほうに使ってもらおうということで、塗装経費の高座の支出分3,000万円についての話ということで、これはご承知のとおりでございます。

昨年もそうなんですけれども、一応予算の見積もりとしましては、ダイオキシンの健康診査ということで15万円掛ける200人ということで整理させてもらってきたところです。ところが、昨年来、地元のほうでその集約というのができませんでしたので、昨年度、支出はされませんでした。

議員さんおっしゃるように、確かに財政上は予備費だとか基金だとかというのがふさわしいのかもしれませんが。私どものほうの基本的な部分としましては、現在、更新業務の協議を地元としております。その中で、やはり地元と話し合っていますと、設立した当時からこれまでの組合の対応等々で不信感というものをどうしても一般市民の方はお持ちでございます。これは組合だけでなく、綾瀬市さん、座間市さんの市民への中身としても、やはり高座を余り理解してもらっていないんじゃないかというのが言葉の端々に出てきております。そういった中で、私ども、この継続の協議等々も含めまして、地元と信頼関係の醸成ということで非常に苦慮してございます。これもその一環だと思っております。

そうした中では、この3,000万円というものについて、予備費に入れば予備費だけの使用にしかありません。何も地元に出ていくという確約が出るものではございません。例えば震災があった場合には、予備費に例えば4,000万円あったにしても、そのうちの3,000万円も含めて震災の対応として使ってしまうということがございます。あくまでもここで周辺対策協議会という中で確保してありますよという姿勢を見せることが、1つには地元への信頼の証といえますか、組合

が出せる最大のものではないか。そういうことを考えて、ここに整理させていただいているということをご理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 地元の皆さんが、高座清掃施設組合、あるいは他市の皆さんに対して、本当にこれまでの長年の歴史的な経過も含めて様々、被害も含めてあったということに関して、そういうふうな不信感をお持ちになるということは十分に私も理解できる次第であります。だからといって、じゃ、予算計上のあり方として適正なのかという問題とはまた別の問題というふうに捉えるべきではないかなというふうに私は思っています。

要するに、信頼感の一環ということで具体的な補助金が予算として明示されているということでおっしゃるならば、明らかに、簡単な話ですけれども、基金を造成する基金条例を新たに造成をして、そこに積み立てておくというのが一番明確なんじゃないですか。予算計上の上でも問題はないはずなんですから、なぜそういういった……。逆に、公金の取り扱いですから、不信感を生むようなやり方をやるのかというのが不思議でなりません。

あと、あわせてお聞きしておきたいと思うんですが、昨年指摘したことではあるんですけれども、その3,000万円以外の周辺対策協議会の補助金について、現行の補助要綱からすれば事業補助という形になっているというふうに理解できるけれども、實際上、団体の運営補助にも適用されているんじゃないかと。この場合に、補助要綱を改正するか、それとも現在の補助要綱に的確に運用するか、どちらかじゃないかということを意見として申し上げましたが、今回、交付要綱等に関しての改定は行われようとしているのかどうかということもあわせてお聞きをしたいと思います。

さらに、ちょっとほかのことに関してもつけ加えて質疑をしたいと思います。44、45ページの教育費の屋内温水プール指定管理料についてお伺いをしたいと思うんですけれども、12月の第2回定例会のときにお伺いしたと思うんですが、海老名市の小学校が高座清掃施設組合のプールを授業の一環として利用されていることに関して、いわゆる一般客とそういった意味での混乱はないのかという心配から質疑をいたしました。そのときに、休日に海老名市の小学校の授業のほうは

利用しているという答弁であり、かつ、そのあり方に関して言えば、指定管理者と海老名市教育委員会の間での契約だという答弁がされました。

調べてみますと、海老名市教育委員会にいわゆるプールの条例で定められた休館日に使用させるということは、これは本来業務ではありませんよね。これは指定管理者の自主事業という形式をとっているようでありますけれども、実は自主事業で海老名市教育委員会のほうからその実費負担が収入されます。収入された分は実は指定管理料から差し引かれる形になっておるんです。

そういう説明もいただいたんですけれども、さらにちょっと調べてみますと、23年度の事業計画、これは指定管理者が提出した収支予算書の内訳というのを出示していただきました。それによると、海老名市の小学校水泳授業関係売り上げというのがこの内訳の中に示されているんですが、実はこれは自主事業のところではないんですよ。その他収入になっている。改めて、このその他収益というのは一体何なのかという話になるんですよ。本来の指定管理の協定に基づいた業務、本来業務ということと、指定管理者が行う自主事業と、法律上からいえばこの2つしか考えられないはずなんですけど、なぜその他の収益が予算の内訳の中にあるのか。そのことに関してお聞きをしたいというふうに思います。

一方で、海老名市の小学校水泳授業関係売り上げは110万円、収入として指定管理者に入っているんですが、海老名市の教育委員会に問い合わせたところ、これに関しては海老名市が指定管理者との特命随意契約を結んでいるそうなんですけど、年間276万円だという話なんですけど、その差額というのはどうなっているのか。その点について説明をしていただきたいと思いますし、24年度の予算ではどうなっているのかということをお明らかにしていただきたいというふうに思います。

さらに、ちょっと心配されるのは、結局、指定管理者からすると、そのために休館日もあけるわけですよ。指定管理者の従業員は当然休館日が休日となっているでしょうから、そのときには出勤をしなければいけない話になってくるんですが、そのことによって例えば従業員に過度な負担はかかっているかということが心配されますけれども、その件についての見解を求めておきたいというふうに思います。

あと、これは別の問題ですけれども、来年度も放射性物質の濃度の測定という

のが予算計上されていると思うんですけれども、その経費というのは大体どのくらいか。そしてあと、東京電力に関しての賠償請求の手続はどうされているのか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

あと、光熱水費に関してなんですが、先ほど提案説明のところで値上げの予測分を含めて計上したというような話だったかと思うんですけれども、現在の高座清掃施設組合と東京電力との契約期間はいつまでなのか。4月1日以降の電力値上げに関してはどういうふうに対応されるのか。その点を、多少多くなりましたが、お聞きしておきたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） まず、3,000万円の件は私のほうからさせていただきます。補助要綱関係、それから小学校のプール関係については総務課長のほうから、それから放射能の関係、光熱水費関係については課長のほうから説明させていただきます。

この3,000万円の件なんですけれども、確かに今おっしゃるように、基金、あるいはそういった部分は、考え方としてはあろうかと思えます。ですけれども、先ほど言いましたように、私どもは地元を見てこの予算をつくっているという部分があります。半ば政策的な判断、そういったものがあろうかと思えます。当然この3,000万円については、地元から要望が出た場合には速やかに支出したいというようなことがございますので、そういったことが可能な部分に予算計上しているということでご理解いただきたいというふうに思います。

では、2番目以降はそういった形をお願いします。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） プールと東電の契約についてのご説明をさせていただきます。プールは、今、海老名市さんと指定管理者の間で契約を結びまして、それにつきまして予算計上してあるというお話でございますが、私どもとすれば、あくまでも自主事業の一環としての捉え方をさせていただいております。ただ、何分にも置く場所を、書く場所を指定管理者のほうでも迷っているということで、そのような書き方になったのではという推測をさせていただいているんですが、内容的には、契約の内容を聞き取り調査をした中身では、指導員、設備員、施設管理者、水道光熱費等の必要経費というご説明をいただいております。

す。

あと東電につきましては、一昨日、東電の関係者と協議をさせていただきました。今まで私どものほうに来ておりました文書では4月1日からの値上げというふうなお話で来ておりますが、それは契約日を期日とした形に直していただきたいということで協議をした結果、第2処理場は5月1日から、そのほか2施設があるんですが、そちらのほうも6月1日、7月1日と、契約日もしくは施設の改修日をもって契約日の更新とするということで東電さんとの話し合いができてございます。

もう1点、地元への補助要綱でございますが、現行の要綱の中で整理をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 施設課長。

◎施設課長（中村大義君） 放射能の分析の費用ですけれども、171万8,850円を24年度計上しております。これにつきましては、一応2カ月に1遍ということで6回分、150t、200tのガスのほうの放射能の測定を行いたいと思っています。放射能の排ガスのほうが、150t、200t各1回、それとあとはセシウムのほうで年6回行いたいと思っております。あと生ごみ、濃縮率もありますので、生ごみのほうも測りたいと思っております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 1点申し添えさせていただきます。放射能関係につきましてはの賠償請求でございますが、そちらのほうにつきましても、実は海老名市のほうにもご相談をしております。まだ請求行為は起こさないというお話を聞いてございます。どの時点になるか未定ではございますが、近隣の市町村とあわせた形で、東京電力のほうへ賠償請求をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 今答弁されました放射性物質の測定に関してなんですが、今回は焼却灰のみならず焼却前の生ごみも含めてと今答弁がありましたけれども、しっかりとモニタリングをしていただきたいというふうに思いますし、かつ、今回のような事態になった原因者である東京電力に関しては、しっかりと賠償請求をすべきだということを意見として申し上げておきたいというふうに思います。

あと、戻りまして地元の補助金の問題なんですけれども、政策的判断ということで、地元のそういった意向を重視されること自身を、私は今の段階では問題にしているわけではないんです。そのことをやるにも、やはり1つ行政としてのルールというか、そこに沿ってやるのが基本ではないかというわけでありまして。その上で、例えば基金を造成する場合に関しては条例を制定しなければいけないというのが難しいということで変な意味で行政事務を簡略化しないで、しっかりとそこで対応して示していくことができるし、そういうことをぜひしっかりとしてほしいと思いますし、そうでなければ、何かあったらすぐ対応するためという予算支出は明らかにやっぱりおかしいですよ、自治体行政の支出のあり方としては。その点を強く申し上げておきたいと思います。

あと、指定管理者のほうの自主事業なんですけれども、指定管理者も苦慮されていると今おっしゃいましたけれども、これは自主事業なのかどうなのかというのは、私は非常に疑問だと思うんですよね。恐らく海老名市の教育委員会のほうから投げかけられた問題であって、指定管理者のほうが自主的に事業としてこういうことを推進したいという話ではなかったんですが、問題は、それが従業員を含めて過度な負担になっていないかという点に関してのお答えがなかったんですけれども、その点をはっきりさせなければいけないということ。

あとは、指定管理者の法的な問題からいえば、こうしたものが自主事業たり得るのかどうなのか、その見解の問題だと思うんですよね。だから内訳の明細でもその他収入で上げているわけでしょう。自主事業の中に含まれていないわけです。その辺の適否をしっかりとお答えいただきたいというふうに思います。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 労働条件につきましては、指定管理者のほうに過度な労働になっていないかという確認はとってございます。ただ、それに対する証拠書類等の提示はいただいておりません。指定管理者につきましては、それにつきましては時間の調整等、適時はかかっておりますということでございます。

最後の指定管理者の業務としてというお話でございますが、本来、公の施設として、指定管理業務につきましても収益を目的としたような業務については行えないという判断をしてございますが、今回の業務につきましては、当初、公募時に提案としてございました、利用客の拡大により指定管理料の減少を目的とする

という大きな目的がございます。その中で本契約につきましては、公の施設として目的を達成するために行われる事業というような捉え方をしております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 4点ほど聞きます。最初に37ページの電気の点検、第3種のほう、他市に比べて結構割高で、これは応募がないということがあるんでしょうけれども、今後においては他市の金額なんかをもう1回調べていただきたい。

それから、41ページの使用料の内訳の説明をお願いします。

それから29ページ、複写機のリースでいろいろ調査されたということなんですけれども、以前、高いという声もあったものですから、もう少しそのあたりの状況をお願いします。

4点目は、局長がこれで定年になるということで、あとほとんど日にちがないもので、局長としてどんなことを考えて予算をやられて、特に残った職員に対して今後どんなことを期待しているか。その4点をお願いします。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） まず、37ページの第3種電気主任技術者の件でございます。これにつきましては3年の契約を今結んでおるところですが、まず契約形態といたしましては入札で行っております。本契約について同一形態の契約をしているような事業所について調査をしました。これにつきましては、平成20年5月に電気事業法の改正によりまして委託化が可能という判断をいただきまして、当時、原子力保安院のほうへ行って事情を聞いてきてございます。原子力保安院のほうにも問い合わせをしたんですが、ほかに単独で委託をやっているところがございません。やっているところはPFI事業とか長期包括契約で運転管理を一体化した上での契約をやっておりまして、単独の抽出での費用がほかと比較できませんでした。以上でございます。

41ページにつきましては施設課長のほうからお願いします。

◎議長（小野たづ子君） 施設課長。

◎施設課長（中村大義君） 41ページのコンテナハウスの借料でございます。これにつきましては、5年間のリース料129万2,571円、購入した場合が132万3,000円という形で、購入のほうがちょっと高いということで調べまして、今地元と協

議していますけれども、まだ30年まで使いたいですけれども、それを3年間使っていますけれども、ちょっと高くなりますけれども、一応そういう形で計上させていただいています。以上です。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 複写機でございますが、2台保有してございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） すみません、私ごとで申しわけないんですけれども、非常に恐縮しておりますけれども、お尋ねですのでお答えさせていただきたいというふうに思います。私ども高座、小さい組織ではございますけれども、やはり組織的な対応ということをご心掛けてございます。それぞれの立場、立場でもって的確に確実な予算作成をするように、また、日ごろの事務につきましてもそういったことで、お互いチェックしながら行っていくというようなことで、日々指導させていただいております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 大変失礼いたしました。複写機でございますが、24年度予算では98万6,000円で計上させていただいております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） では複写機だけで結構なんですけれども、ここで以前もリースが高いんじゃないかと。そうしたら、いろいろ調べてみるということで、何か3社の比較をされたと思うんですよ。ところが、比較するのに同一条件じゃないと。一般的に備品で用紙、機械をリースとすれば、賃借料と分ければ一番簡単なんですけれども、なかなかそれができない。やっぱり住民からいっても、もう少しわかるような説明が欲しいんですよ。要するに、何か一般的に高過ぎるんじゃないかと。それだけじゃなくて、どうしてこの値段になるかという根拠。3社の比較の状況をもう少し詳しくお願いします。

それと局長さんも本当2年間——2年じゃないですね、次長のときからですから。ずっとやっていただいて、本当にご苦労さまでした。次は後輩の人が局長を見習ってまじめに仕事をやってくれることを期待したもので、総務課長のほうは

その複写機の内訳をお願いします。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 今回3社さんで比較検討させていただいてございます。その前提条件といたしまして、年間の使用実績から使用枚数を算出してございます。白黒で1万4,700枚、カラーで650枚という基本的な部分におきまして、3社でおのおのどういうふうな単価が出てくるかということで、機器の本体リース価格、それから機械の維持管理料金、白黒でコピーした場合の単価、カラーでコピーした場合の単価、これらをおのおの1万4,700枚、650枚に掛け合わせまして、年間の使用料を推定して、一番安いところで今回契約をしようというふうに考えてございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（小野たづ子君） 挙手多数であります。よって、議案第5号 平成24年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8 一般質問を行います。

この一般質問は、3月9日午後5時までに通告のあった2名の議員の発言を許します。

初めに、沖永明久議員の発言を許します。沖永明久議員。

〔（沖永 明久君） 登壇〕

◎（沖永明久君） それでは、ただいまより一般質問を行います。何せ高座清掃施設組合議会の初めての一般質問でありますので、大変緊張しておりますけれども、しっかりとやりたいと思います。

高座清掃施設組合が2010年4月に策定をいたしました施設整備構想では、2018年、平成30年を目途として新焼却施設の建設を行うこととなっております。また、同構想においては、施設整備の基本コンセプトとして6項目が掲げられ、その中には、地元住民に安心してもらえる施設、循環型社会に配慮した施設、周辺環境と調和した施設、環境に十分配慮した施設等、施設整備が環境に与える影響について十分に配慮をする姿勢がうかがえます。よって、当組合がこの基本コンセプトに沿って施設整備を行う際に、特に重要となってくるのが、建設工事に先立って行われる環境影響評価であることは言うまでもありません。

この環境影響評価については、現行の法令では廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法に基づく生活環境影響調査が義務づけられ、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目が調査対象となっております。一方、神奈川県では、全国に先立って環境影響評価条例、いわゆるアセス条例が制定されていることはご承知のとおりで、この県アセスの評価項目は20項目に及ぶものでありますが、当組合の施設更新に当たっては適用対象とはなっておりません。一方、これまで高座清掃施設組合当局は、県アセス並みの評価を行いたいとの姿勢を明らかにしてきております。私は、県のアセス条例の適用外であっても環境保全に万全を期したいとするこうした当局の姿勢を大いに評価をするものでありますが、改めて確認をしたいと思います。

ごみ処理施設と粗大ごみ処理施設の更新に当たって、県アセス条例と同様の環境影響評価を行う意向があるのかどうか、お聞きするものであります。

次に、廃掃法に基づく生活環境影響調査手続と県アセス条例に基づく環境影響評価手続の違いについてお聞きをしたいと思います。

廃掃法に基づく生活環境影響調査の手続は、高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例で規定をされておりますように、当組合が生活環境影響調査報告書を作成し、縦覧し、

意見書の提出を求めるという流れになっております。一方、県のアセス条例では、第三者機関であるアセス審査会への諮問答申、さらに提出された意見書に対する見解書の作成や説明会、公聴会の実施などが義務づけられており、手続上大きな違いがあります。

私は、当局が県アセス並みの環境影響評価を行うというならば、単に評価項目を県アセス並みの20項目に増やすというだけではなく、手続上も、第三者機関への諮問答申や意見書提出、あるいは見解書の提出など、住民との双方向の手続を踏むべきだと考えるものでありますが、どのような手続をとるのか、見解を求めるものであります。

以上でこの場からの質問を終わります。

〔（沖永 明久君） 降壇〕

◎議長（小野たづ子君） 組合長の答弁を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 沖永議員のご質問にお答えいたします。

現在、平成30年度竣工に向け、ごみ処理施設の建設の準備に入っておりますが、環境への影響につきましては、地元への信頼を得るために最重要課題として位置づけをしております。

先ほど6つのあれを言いましたけれども、今回、やはり何ととっても、去年の3・11の東日本大震災においても、こういった災害に強い施設、あるいは災害が起きたときに周辺に効果的な施設として考える必要もあるだろうというふうに思っているところでございます。そういった中では、本来ですと現況の施設より規模が縮小いたしますので、県に確認をいただいておりますが県条例アセスの対象ではなく、議員おっしゃるとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められている大気、水質、騒音、振動、悪臭の5項目に対して評価を行うこととなります。しかしながら、今後、地元の要請等に応じまして、県条例アセスの対象であります20項目につきまして調査検討を予定しております。

具体的な手続といたしましては、先ほどご決定をいただきました高座清掃施設組合施設整備検討委員会等に関する条例に基づき施設整備検討委員会を設置し、調査項目、審査回数等の内容また結果につきまして検討を行っていただく予定でございます。詳細につきましては事務局長より説明いたします。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（小野たづ子君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） 生活環境影響評価の審査内容につきましてご説明させていただきます。

まず、調査項目でございますが、先ほど組合長の答弁にございましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められている大気、水質、騒音、振動、悪臭の5項目のほか、地盤沈下、廃棄物・発生土、電波障害、日照阻害等がありますが、組合及び周辺の地域の自然的な状況、社会的な状況に関します情報を的確に把握した上で、具体的な内容につきましては、今後、施設整備検討委員会の中で研究検討したいと考えております。

今回の計画に当たりましては、同様の先進事例といたしまして相模原市及び東大阪都市衛生組合の調査をさせていただいております。相模原市では、追加項目の選定等につきましては、学識者5名によります廃棄物処理施設専門家委員会を要綱で設置をいたしまして実施いたしております。景観、安全、電波を追加したものと聞いております。また、東大阪都市清掃組合では、生活環境影響調査計画書作成委員会を要綱で設置し、計画書の作成、さらに生活環境影響調査に係る諸事項検討委員会を設置して調査を実施しております。これも日照、電波、景観を追加しております。運営につきましては、両団体ともに要綱により実施しております。内容につきましては、調査項目の追加、また公聴会にかえて地元説明会を実施したということでございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） それでは、答弁に対して再質問をいたします。

今、いわゆる大きな方向性として、県アセス並みの環境影響評価を行うのかどうかということに関しまして、環境問題に関しては最重要課題としてとらえているということの認識を示されました。それは大変評価できることだと私も思っておりますが、今後調査検討を予定しているという話なんですね。

やはりまずは方向性の問題として、技術的な問題は置いておいたとしても、こうした県アセスの評価項目、あるいは、これは評価項目だけにとどまらず、評価の手續の中に関していっても、いわゆる廃掃法の生活環境影響評価と県アセスを比べると本当に大きな違いがあるわけなんですね。いろんな形での双方向でのや

りとりが、やはり県アセスの場合に関しては含まれていますし、地元住民、あるいは構成する三市の住民とのコンセンサスをとりながら環境影響評価を進めていく姿勢が必要だと思っているんですが、基本的な方向として、まずはこの県のアセス条例の評価項目のみならず、そういった手続も含めて県アセス並みに行っていく意向があるのかどうか、この点をお聞きしたいんです。

◎議長（小野たづ子君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） 私どもの行うアセスについては廃掃法で十分と、これは法律上決まっております。ここで神奈川県のアセスというふうな部分を出している要因といたしましては、やはり地元を見ております。地元の皆さんが廃掃法だけの大気、水質程度で満足すれば、それはそれでいいでしょう。しかしながら、やはり私どもの姿勢として、神奈川県が20項目持っているといった中で、そこまで最大調査をする用意がございます。それをやった後で地元の皆さんに安全安心を理解していただくということがまず基本でございます。その項目、それから実施方法等については、最大限うちのほうで県並みのやり方、例えばうちのほうの検討委員会を使うとか、それは第三者がすべて入っておりますので、そういった部分での公平性、適正な運営ということも明らかに説明していきたいなというふうに思っております。

やはり神奈川県のアセスをやることが目的ではなくて、地元の皆さんがどれだけ安全なんだよと、今回の更新に当たっては問題ないよということを理解されることが一番だということで、廃掃法にとどまらず、現在一番多いのが神奈川県で行っているアセスだと思っておりますので、それになるべく近づけるといって、それを参考にしながら、ここまではやりたいんだということで地元と話し合っていきたいと。実際に今、横須賀市さんで焼却炉をつくっている部分を見ましても、調査項目としましては13項目というふうなことで行っているという状況を承知してございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 今お答えになった点なんですけれども、問題にしているのは、別に形式的に県のアセス条例と同じようにということではないんです。県のアセス条例に示されている趣旨ですよね。そういったところでの住民の参加の問題だとか、あるいは当局側の説明責任だとか、要するに意見書を単に出すわけで

はなくて見解書として返すんですよ、あるいは住民説明会、あるいは公聴会を開くんですよ。地元の安全評価を高めていくとおっしゃるならば、そういったことをぜひ実施すべきなんではないかということで、ご理解をぜひいただきたいというふうに思います。

そしてもう1つは、例えばアセスの審査会等に関して、県条例では設置をされるわけなんですけれども、これが使えれば一番いいですよ。ところが、県のほうに関しては、おかしな話で、要するに適用されないものを自主的にそのことを使うということに関しては、なかなかうんと言わない現状がある。そのためにどうやって第三者機関をつくっていくのかということが問題になってくるわけなんですよ。

その点からすると、先ほどの話の条例案に戻るんですけれども、第三者機関とするならば、やはり何でそこで行政委員を入れているのかという話なんです。こういったアセス審査会等の援用といいますか、それに活用するならば、あの検討委員会や専門委員会等に行政職員を入れていく必要はないですよ。そうやって運用することによって、こちらのほうにも實際上、アセス審査会と同じような機能を持たせることができたはずなんです。

だから、そういった点からすると、検討委員会をそのまま適用してアセスの審査会のようなものとして運用するという点に関していえば、今の現状では無理があると思います。独自に設置をするか、あるいは検討委員会を使うとするならば、これから行政職員の委員としての参加を控えてもらうということになるかと思いますが、その辺はいかがですか。

◎議長（小野たづ子君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） 多分これは同じ答えになってしまうんでしょうけれども、先ほども言いましたように、高座清掃施設組合は三市でやっているという中で、やはりそれなりの見識を持った——当然職員ですからこの事業に精通している部分もございますでしょうし、それぞれから出てきていただくというふうなことがございまして、私どものほうでは、検討委員会に行政職が入っていても、そこは何ら問題ないのではないかというふうな判断を持っております。その上の検討委員会には地元の方も出てきておりますし、そういった中で専門部会で決められたことが上部団体の検討委員会で再度審議されるということからすれば、手

続的にも何ら問題はないのではないかなというふうには考えております。以上で
ございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永明久議員。

◎（沖永明久君） 余り時間がないので残念なんですけれども、今おっしゃった
点からするならば、やはりその審査会の機能というのは第三者機関なわけですか
ら、検討委員会に行政職員が入った中では、これは適用がなかなか難しいと思
いますので、その辺に関してはまた、5秒しかありませんので、引き続き議論を
していきたいと思えます。以上で終わります。

◎議長（小野たづ子君） 以上で沖永明久議員の一般質問を終結します。

続いて、山口良樹議員の発言を許します。山口良樹議員。

〔（山口 良樹君） 登壇〕

◎（山口良樹君） 海老名の山口良樹でございます。それでは、通告をいたしま
した施設更新における地元要望について一般質問を行います。

施設更新工事は、平成30年度までと期限が切られている状況から、年度内、あ
るいは新年度早々にも地元合意がないと間に合わない事態となるものと思ってお
ります。更新に当たっては、他施設の状況を見ても、地元対策として、例えば地
元の自治会等に地域振興の助成費を交付したり、道路等の拡幅や改修等がいわば
更新のための条件として行われていることは周知の事実であります。こうした状
況の中で、現在、本郷自治会を初めとして新宿処理場対策協議会、根公害対策委
員会と協議を行っているものと推察いたします。この協議においての地元要望と
いうものをお聞かせいただきたいと思えます。詳細につきましては自席からの質
問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔（山口 良樹君） 降壇〕

◎議長（小野たづ子君） 組合長の答弁を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 山口議員のご質問にお答えいたします。

一昨年秋に、現在稼働している焼却炉について30年度までの継続使用につ
いて了承を得たことは既にお知らせしているところでございます。その後、地元三
団体の本郷自治会、新宿処理場対策協議会、根公害対策委員会と施設更新につ
いて鋭意協議を続けているところでございます。

お尋ねの地元要望でありますけれども、現在のところでは書面等で示されたものはございませんが、継続使用の協議でも要望が出されており、いまだ解決されていない事項もありますので、そうした事項も含めて要望としてお話が出てくると想定しているところでございます。そういった面、1つ1つできること、できないことを整理しながら、更新のことにつきましてご理解と納得を得ていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎議長（小野たづ子君） 山口良樹議員。

◎（山口良樹君） ありがとうございます。それでは、時間が許す限り再質問させていただきたいと思います。

現在の協議の状況につきましては、今の組合長のご答弁で承知させていただきました。これらを踏まえまして再度お伺いさせていただきますが、現在までの各協議において、過去からの懸案事項とか、あるいは新たな協議の場において話題となった事項、そういったものがどんなものであるか、具体的な内容についてお示しいただければありがたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 継続使用のやっぱり大きな要望というのは、昔から出ていました目久尻川に橋をかけるということでありました。当時出されたということがありまして、高座としてはかけるような話をしているんですね。いわゆる河川改修がされたときにやります等、やっております。そういった面では、私ども、藤沢土木事務所等で確認したときには、現状ではもう不可能であるという回答を得ています。そういったことも地元にご説明しておりますし、また、組合の施設に入る搬入道路につきましては、もう四六時中、三市の車が入ってくるわけです。その住民の方からも相当非難がありました。そういった面では、私ども、今まで何十年も使っている形の中で、やはり車両が汚れているとか、あるいは水を流しているという状況もあったそうでございます。この搬入道路につきましても、一部抜本的に迂回道路をつくって今やっておりますけれども、これも解決には至っておりません。

今後そういった面では、地元の皆さんは施設のいろんなところを見えています。議員さんも視察に行かれたと思いますけれども、やっぱり焼却施設って、今まで

本当に迷惑施設だったものが、今は周りに公園ができたり、環境整備を行っています。ところが、高座清掃施設組合だけは、部分的に改修を行ってきたことによって環境整備が相当おこなわれています。私ども、今回、この搬入道路の関係や、あるいはいわゆる県道から新幹線までの区間についての道路があります。その周辺についても、目久尻川も増水するときには道路がかぶってしまう状況もあります。施設の新しい更新についてはそういったことも危惧しながら、その周辺の環境整備、あるいは公園の設置や、あるいは住民の皆さんが喜ばれる施設としての考え方を持っていこうというふうに考えています。

あるいは最終処分場も、今、広大な管理上の問題で使っておりません。上部の利用も今後検討していく必要もあるだろうという考え方であり、これにつきましても三団体の文書で集約された要望ではございませんので、私どもができることをどんどん地元へ提案をしながらご理解をいただく方法をとっていきたいというふうに思っています。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 山口良樹議員。

◎（山口良樹君） ありがとうございます。今、組合長から冒頭ご回答がありましたが、目久尻川にかなり前に橋があったと。それが取り払われて現在に至っているわけなんです、当時、地元の方と施設組合の事務方の皆さんとの中で、後々は改めて橋をかけますよというお約束事があったということでありました。私も地元の皆さんから、現実に橋がかかっていた写真を拝見させていただきました。しかし、現実に橋のかけかえについては、当組合がなす事業とは違う。あくまでもこれは県の事業、あるいは藤沢市と海老名市が協力し合ってその橋をつくることはあっても、高座清掃施設組合としての事業ではありませんよということで、地元の皆さんにご説明も私自身させていただいた経緯があります。ただ、不幸なことに、そうしたお約束があった、それがほごにされてしまった。地元の皆さんと高座清掃施設組合との間に信頼関係がなくなってきたのはこの件からではないかなというふうに、実は私は承知をしております。

いずれにいたしましても、そういったお約束事が果たされなかったということが1つあったという意味では、組合長が今おっしゃられたように、県のほうと交渉されて、実際にはちょっと難しいというご判断があるようではありますけれども、これから先、地元の要望としてどうしても必要なものであれば、さらに県のほうにお

働きをかけていただいて、必要な橋であれば今後検討していただけるような、そういう力強いお口添えも必要なのかなというふうに認識をいたしております。

それでは、次の質問をさせていただきます。今度は事業運営の面からお尋ねさせていただきますけれども、組合の既施行を見ますと、組合が行う事業については、廃掃法による施設、温水プールだとか老人福祉センターに限定されておるようですが、例えば地元要望において組合として事業化できないようなものに対してはどのように対処されていくのか、お尋ねしたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 当然この部分については、高座清掃施設組合のいわゆる設立の目的というのがありますから、それに沿えるものについては、いわゆる高座でできるものと市町村でやるべき仕事という形に整理できると思います。そういった面では、実施主体が組合でできるものは組合でやっていきたいと思っておりますけれども、当該市になりますと海老名市でありますから、海老名市がやりますと海老名市の負担も多くなります。これにつきましては、今後、事業に対して国、県の補助金があれば獲得していきたいと思っておりますし、そういったことを考えながら、やっぱり三市でそういった要望を受けながら協議をするというのが前提でございます。そういった面でやっていきたいというふうに思っています。

また、地元の関係で、先ほど沖永議員さんから補助金の話が出ました。会計上、本当に問題はあろうというふうに思いますけれども、今までこういった地元対策というのをしっかりやっていく、これは前提です。それに基づく要綱等も、先ほど総務課長がちょっと勘違いしておりましたけれども、やっぱり明らかにして議会でも認めていただく、そういったシステムづくりというのは必要だと私は思っています。

地元の理解なくして今回の更新はあり得ません。これを座間に持っていく、綾瀬に持っていく、あるいは海老名の新しい別なところにつくるという問題ではないと思います。ここはやっぱり何といたっても地元にご理解をいただくには、地元対策というのをしっかりやっていく。このしっかりやっていくに当たっての裏づけというものを——やっぱり今までの不十分な要綱がずうっと動いているわけですから、そういった現状に合うような要綱にしっかり直して、議会に提案できるものは議会に提案していきますし、あるいはだれが見ても妥当だというものをち

やんとつくって、地元の皆さんの理解を得ていきたいというふうに思っています。

◎議長（小野たづ子君） 山口良樹議員。

◎（山口良樹君） ありがとうございます。地元の皆さんの思いというのはいろいろ複雑な思いがあると思います。三市で共有しているこの高座清掃施設組合が的確に運営されていくためには、やっぱりどうしても地元の皆さんの深いご理解とご協力がなくては、この高座の事業を運営していくことができないというふうに承知をしている者としては、ぜひとも地元の要望というのは、100%とはいかなくても、かなえてあげたいなという思いでございます。高座の組合としてできる事業と、高座の組合としてできない事業というものをきちんとすみ分けていただいて、あるいはこれは海老名市でやろう、あるいはこれは三市で協力をしてやろう、そういうようなお話し合いのもとに、できるだけ地元要望をかなえていただきたいと思います。

時間も残り少なくなりましたので、私の思いを要望として申し述べさせていきいただき、この一般質問を終わろうと思いますが、最終処分場の上部利用についてでございますけれども、海老名市のさきの議会でも一般質問で提案がございました。例えばドッグランの施設として活用できないだろうかとか、いろんな議会要望もございました。構成三市の愛犬家にとりましては、そうした施設ができれば大変喜ばしい施設になろうかと思えます。

また、施設周辺の環境整備として公園設置についても、処理施設内の緑地帯と連続性を図っていただければ、当地区のイメージがさらに向上されるのではないかなというふうに思っております。処理施設の余熱などのエネルギーを使った施設のようなものを公園内に設置していただければ、近隣住民の皆さん初め三市の皆さんがそれぞれの思いで憩いの場にさせていただいたり、あるいはさまざまなイベントの会場にさせていただいたり、いろいろ夢が膨らむわけでございます。

施設の更新は待たなしでもありますし、また、地元の合意は絶対条件と言っても過言ではございません。地元からの要望につきましてはできること、できないこと、先ほど申し上げましたことでもありますので、できないことにつきましてはきちんと説明責任を尽くしていただいて、地元の皆さんのご理解を得ていただきたいと思います。要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

と思います。ありがとうございました。

◎議長（小野たづ子君） 以上で山口良樹議員の一般質問を終結します。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦勞さまでした。

（午後 3 時45分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成24年 3 月27日

高座清掃施設組合議会議長 小 野 たづ子

高座清掃施設組合議会署名議員 井 上 賢 二

高座清掃施設組合議会署名議員 山 口 良 樹